第４　平成20年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成21年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成20年度以前の告発事案について、平成21年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

⑴　株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑵

【平成20年12月５日告発、平成21年４月15日判決（東京地裁）】

平成21年４月15日、東京地方裁判所は、本件犯行の規模は小さくなく、悪質であるとして、懲役１年６月（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金約1,924万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑵　オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成20年12月24日告発、平成21年４月28日判決（広島地裁）】

平成21年４月28日、広島地方裁判所は、本件粉飾決算の態様は、複数の手段を用いて行われた計画的で悪質なものであるとして、被告会社に、罰金800万円、被告会社元代表取締役に、懲役２年（執行猶予４年）、被告会社元取締役管理部長に、懲役１年６月（執行猶予３年）及び被告会社元取締役総合企画部長に、懲役１年（執行猶予３年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑶　川上塗料事件（相場操縦・情報流布）、オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件

【平成19年６月25日、平成19年６月28日、平成19年11月29日告発、平成21年５月14日判決（東京高裁）、平成21年10月６日判決（最高裁）】

平成20年６月30日、さいたま地方裁判所は、被告人Ａ（無職）に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金300万円、被告人Ｂ（会社役員）に、懲役１年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、被告人両名から連帯して、追徴金約５億1,108万円の判決を言い渡し、平成20年７月９日、被告人Ｂ（会社役員）は控訴し、平成20年７月14日、被告人Ａ（無職）は控訴した。

平成21年５月14日、東京高等裁判所は、没収・追徴の対象となる「犯罪により得た財産」とは、共同正犯者等の犯人全体が「犯罪行為により得た財産」を意味するものであって、相場操縦等の資金提供者、実質利益の帰属者、分配利益の取得者等が誰であったかなどを考慮することはできないというべきであるとして、被告人両名に、控訴棄却の判決を言い渡し、平成21年５月25日、被告人Ａ（無職）は、上告し、平成21年５月28日、被告人Ｂ（会社役員）の判決は、確定した。

平成21年10月６日、最高裁判所は、上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人Ａ（無職）に、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は、確定した。

⑷　ＩＲ専門家によるＩＲ対象株券に係る内部者取引事件

【平成21年２月10日告発、平成21年５月25日判決（大阪地裁）】

平成21年５月25日、大阪地方裁判所は、本件各犯行は、悪質であり、売付価額が多額であるとして、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金300万円、追徴金約１億2,092万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑸　株式会社プロデュースに対する証券監視委の強制調査に係る公表前の内部者取引事件

【平成21年３月31日告発、平成21年５月27日判決（さいたま地裁）】

平成21年５月27日、さいたま地方裁判所は、本件犯行は、金商法の目的を全くないがしろにする悪質なものであり、一般予防の見地からも軽視することはできないとして、懲役３年（執行猶予４年）、罰金500万円、追徴金約7,888万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑹　ジェイ・ブリッジ株式会社常務執行役員による同社株券に係る内部者取引事件

【平成21年４月22日告発、平成21年６月17日判決（東京地裁）】

平成21年６月17日、東京地方裁判所は、本件犯行が証券取引市場の公正さに対する信頼を低下させるものであることに照らすと、本件結果は軽視できないとして、懲役１年（執行猶予３年）、罰金100万円、追徴金約915万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑺　ビーマップ事件（相場操縦）

【平成19年３月27日告発、平成21年６月24日判決（大阪高裁）】

平成20年10月31日、大阪地方裁判所は、被告人Ｄ（会社役員）に、懲役１年（執行猶予３年）、追徴金２億4,533万6,500円の判決を言い渡し、平成20年11月13日、被告人Ｄ（会社役員）は、控訴した。

平成21年６月24日、大阪高等裁判所は、被告人Ｄは、被告人Ａ（会社役員）がビーマップ株の「株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的」や、「他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的」で本件取引を行うことを承知した上、これに加担したことが明らかであるとして、被告人Ｄ（会社役員）に控訴棄却の判決を言い渡し、平成21年７月６日、被告人Ｄ（会社役員）は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

⑻　東証一部上場企業（株式会社イマージュ）代表取締役社長による内部者取引事件

【平成21年３月27日告発、平成21年７月８日判決（高松地裁）】

平成21年７月８日、高松地方裁判所は、本件は、多額のインサイダー取引事案として、証券市場の公正性と健全性を損ない、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえるとして、被告会社に、罰金200万円、被告人に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金100万円、被告会社、被告人から連帯して追徴金３億5,500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑼　株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑴⑵

【平成21年３月25日、平成21年４月28日告発、平成21年８月５日判決（さいたま地裁）、平成22年３月23日判決（東京高裁）】

平成21年８月５日、さいたま地方裁判所は、本件は、証券市場の公正さを害する極めて悪質な犯行であるとして、株式会社プロデュース元代表取締役に、懲役３年（実刑）、罰金1,000万円の判決を言い渡した。平成21年８月５日、被告人は、控訴した。

また、さいたま地方裁判所は、株式会社プロデュース元専務取締役に、懲役２年６月（執行猶予４年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成22年３月23日、東京高等裁判所は、株式会社プロデュース元代表取締役に、本件が懲役刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められないとして、控訴棄却の判決を言い渡した。平成22年３月24日、株式会社プロデュース元代表取締役は、上告し、最高裁判所において公判係属中である。

※同事件の⑶については、附属資料250頁の事件番号121参照。

⑽　ビーマップ事件（相場操縦）

【平成19年３月27日告発、平成21年９月９日判決（大阪地裁）】

平成21年９月９日、大阪地方裁判所は、被告人らは、相場操縦行為により、ビーマップの株価を大幅につり上げ、証券市場の公正性を揺るがし、多くの投資家の判断を誤らせて損失を被らせる危険にさらすとともに、証券市場に対する国民の信頼を損なわせたのであり、結果は重大であるとして、被告人Ｂ（会社役員）に、懲役１年６月（執行猶予３年）追徴金約２億4,533万円の判決を言い渡した。平成21年９月24日、被告人Ｂ（会社役員）は、控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。

⑾　株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件⑴

【平成20年10月７日告発、平成21年９月14日判決（東京地裁）】

平成21年９月14日、東京地裁は、本件は、有印私文書偽造、同行使、詐欺の事案及び金商法違反の事案であり、被告人は、違法性を十分認識しながら、本件内部者取引の犯行に及んだとして懲役15年（実刑）、罰金500万円、追徴金約４億1,223万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。